

第二期宮城県ツキノワグマ管理計画の概要

1 計画改定の背景及び目的

平成26年5月30日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正されたことに伴い、本県のツキノワグマを第二種特定鳥獣（その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣）として位置づけ、現行の「第二期宮城県ツキノワグマ保護管理計画」を「第二期宮城県ツキノワグマ管理計画」に改定する。

なお、主な変更点は以下のとおりである。

- (1) 「保護管理」の表記を「管理」とした。
- (2) 生息数等のデータを直近のデータに更新した。

2 管理する特定鳥獣の種類【変更なし】

ツキノワグマ

3 計画期間【変更なし】

平成25年4月1日から平成29年3月31日まで

4 管理が行われるべき区域【変更なし】

保護管理が行われるべき区域は、県内全域とする。また、重点区域、警戒区域、観察区域に分けて、各種対策を実施する。

重点区域： 農業被害が発生している市町村
警戒区域： 出没は見られるが、農業被害が発生していない市町村
観察区域： 出没も見られず、農業被害も発生していない市町村

5 管理の現状【変更なし】

県内の推定生息数

県内の生息数平成20年度に実施した自然環境保全基礎調査（種の多様性調査）の結果によると、県内のツキノワグマ生息個体数は最小値が401頭～最大値が896頭（中央値：633頭）と推定されている。

6 管理の目標【変更なし】

ツキノワグマの安定的維持及びツキノワグマの人身被害の防止並びに農林水産業等における被害の軽減を図ることを管理の目標とし、過去3カ年の平均を下回ることを目指すこととする。

7 管理の実施【変更なし】

(1) 捕獲上限の設定

捕獲数の管理は、計画期間内である平成25年度から平成28年度までの4年間を区切りとして行うこととし、毎年捕獲上限数は現段階の水準を維持するため、推定生息数の中央値の8%（50頭）を目途として、4年間の総数を200頭とする。

有害鳥獣捕獲により捕獲数が著しく多い場合は、狩猟の自粛要請を宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会で検討する。

(2) 学習放獣

農林水産業等における被害を引き起こした個体の一部については、捕殺しない措置として、学習付け移動放獣（学習放獣）を試験的に実施する。学習放獣の効果については諸説があるものの、試験的实施を通して県における効果的な実施手法について検討を進める。

8 計画の実施体制及び普及啓発【変更なし】

地域住民の理解や協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関、NPO等との連携のもとに、個体数管理、被害防除対策、生息環境の整備等各種施策の実施に取り組むこととする。また、地域住民の理解及び協力を得るため、各機関及びNPO等は、連携して、ツキノワグマの生態に関する情報、被害予防についての方策などの普及啓発を推進することとする。